

「証券受渡・決済制度改革懇談会」(第12回)議事要旨

【開催日時】 平成14年11月21日(木)午後3時～4時45分

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

- 【主な議題】
1. 証券決済制度改革の推進等に関する報告書等について
 2. その他
 - (1) 国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループについて
 - (2) 我が国における証券決済制度改革の進展状況等について

【議事要旨】

委員の交代等があったため、紹介が行われた後、議事に入った。

1. 証券決済制度改革の推進等に関する報告書等について

前田座長より、「前回の会合において、当懇談会の下部機関である証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループでは、設置当初から計画していたコンサルティング会社を活用して、証券決済制度改革の実現に向けての全体像の明確化、検討課題の整理、改革のスケジュール(工程表)を作成することとし、アクセンチュア(株)とトレードウィン(株)とのジョイント作業として、調査報告書の取りまとめを依頼した旨報告したところである。報告書の検討に当たっては、コンサルティング会社と同ワーキング・グループのコア・メンバーと調整が図られながら進められたとのことである。今般お手許資料のとおり報告書が取りまとめられたので、その内容について、本件のコンサルティング会社であるアクセンチュア(株)の担当者から説明いただきたい。」旨の発言があり、同社の担当者から説明が行われた。引き続き、(株)証券保管振替機構 村井常務取締役から、同社における最近の決済実務に関する検討状況について説明が行われた。

意見交換を踏まえ、本懇談会としては、同報告書の内容について了承された。

また、事務局から、同報告書を証券決済制度改革の推進のための啓蒙活動に活用していく予定である旨説明を行った。

(同報告書については、別添資料参照)

主な意見

- ・ (株)債券決済ネットワークは、地方債や社債などの「一般債」の決済を電子的に行うネットワークであり、投資家と登録機関とを結ぶ一種の中継機関としての役割

を担っている。一般債の決済制度改革の中で、登録債から振替債への円滑な移行が一つのポイントであると考え、異なる制度間でのバトンタッチは難しい面があると思われるので、社債登録制度の担い手が、低コストで、利用者の利便性を損ねることなく、新しい振替制度へスムーズに移行できるよう、個社の問題としてではなく、市場関係者全体の問題として受け止めて検討に取り組んでいく必要があると考える。

- ・ 報告書にもあったように、まだ諸々の課題が残っており、今後は業界・商品の両面にわたって横断的に調整を進めていく必要がある。そのためには、改革推進体制の在り方が重要なポイントとなる。市場関係者が業界横断的に一致協力して活動に参加できるような体制を作り、引き続き検討を進めていけるよう、関係者の尽力・協力をお願いしたい。
- ・ 解決すべき課題は多い。市場参加者としては、システム開発を伴う話であり、個別案件については個々に検討をすとしても、全体的にトータルに関係者を調整していく体制が必要と考える。従来から日本証券業協会を中心に尽力をいただいているが、今後はそれに加えて証券業界以外の幅広い業界の方々にも積極的に議論に参画していただきたい。より中立的な検討の場であるという位置付けをより明確にし、幅広い業界の方々により、今まで以上に深く参加していただければと考える。
- ・ これから株券の無券面化への対応という課題があるので、発行体も一層影響を受けることとなる。このため、これまで以上に関連業界の方々を取り込んだ形で検討の場を設けていただきたい。
- ・ 証券決済制度改革を望ましい形にしていくためには、証券界だけの力だけでは及ばない。銀行、信託銀行、生命保険会社等の金融機関をはじめ、発行体の協力も必要であり、その協力については、人材面での協力も含めた形で必要になると考える。そのためには、業界横断的に組織を強化していくことが大事であると思われるので、サポートする事務局を業界横断的な立場にしていくことも一つのポイントだと思う。したがって、今後再編成されるであろう証券決済制度改革推進センターの運営についても、皆さんの御理解と御協力をお願いしたい。

2. その他

(1) 国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループについて

国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループの検討状況については、先般、報告書が取りまとめられたところであるが、その後の状況等について、事務局が

ら説明を行った。説明内容は大要以下のとおり。

- ・ 国債清算機関設立の具体化に関する新しい検討主体への参加希望については、17社から参加申し込みがあり、第1回目の会合を来る11月27日(水)に開催する予定で、関係者の日程調整等を行っている。
- ・ 当該新しい検討主体は、出資の意向を持った会社の自主的な集まりとなるが、証券決済制度改革に与える影響が大きいと考えられることから、その検討状況については、適宜、当懇談会に報告していただくことを予定している。
- ・ 新しい検討主体における検討状況については、できるだけ情報を公開していただき、関係者の認識を高めていただく必要があるため、事務局としては、新しい検討主体の方々にその検討状況について、適宜、本協会のホームページ等を利用して公表してもらえるように働きかけていきたいと考えている。

なお、当ワーキング・グループは、今回の検討状況の報告により一応の区切りがついたため、本日をもって解散した。

(2)我が国における証券決済制度改革の進展状況等について

前田座長より、「我が国における証券決済制度改革の進展状況等についてであるが、社債等の振替に関する法律が来年1月6日から施行されることに伴い、来年1月27日を目途に、現在の国債振替決済制度の廃止が予定されており、ペーパーレスの新しい振替決済制度に転換される予定となっている。また、今後の法制度の課題としては、株券のペーパーレス化が挙げられるが、これについては、本年9月から、法制審議会会社法部会の株券の不発行等関係部会において検討が行われている。本日は、折角の機会なので、同部会の幹事を務めておられる法務省の始関大臣官房参事官から、その検討状況について、差し支えのない範囲で説明をいただければと考えている。」旨の話があり、引き続き、始関参事官から現在における検討状況について説明が行われた。

(1)及び(2)に関する主な意見

- ・ 株券不発行法制は、システムいかにによって相当大きな影響があり、構成も変わってくると考える。システムがいかにあるかによって解決するような問題もあると思うので、日本証券業協会や株証券保管振替機構などの場において、システムの立ち上げについての議論を具体的に進めていただければと思う。
- ・ 国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループの報告書では、国債清算機関の設立時期について、できるだけ早く清算機関を立ち上げるといった認識が共

有されたということ、それから平成 16 年度中を一つの目途として、今後さらに検討を進めていくということとされたところなので、今後新たな検討主体における検討においても、同ワーキング・グループの報告書の趣旨に沿って、可能な限り早期の業務開始に向けて引き続き関係者の精力的な検討をお願いしたい。

以 上

お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。